

(公団事業)

整理 番号	2
----------	---

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H 1 5 ～ （おおむね 8 0 年間）
事業実施地区名 （都道府県名）	東京支所	事業実施主体	緑資源公団
事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源公団が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う。 具体的には、農林水産大臣が指定する市町村の区域内の水源かん養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地において、緑資源公団が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、費用の負担と事業実行に関する技術指導を行い水源林を造成する。		
費用対効果分析 （内訳は一覧表のとおり）	総費用（C）	3 , 1 0 8 , 1 8 3 千円	
	総便益（B）水源かん養便益	5 , 7 0 3 , 5 9 2 千円	
	山地保全便益	4 , 1 7 7 , 6 0 7 千円	
	環境保全便益	1 , 5 2 5 , 8 3 4 千円	
	林業生産便益	3 0 7 , 5 8 6 千円	
	計	1 1 , 7 1 4 , 6 1 9 千円	
	分析結果（B / C）	3 . 7 7	
評価結果	・ 必要性：水源かん養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地が対象で、早急に森林を造成する必要があり、事業の必要性は認められる。 ・ 効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性は認められる。 ・ 有効性：水土保持機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性は認められる。		